

令和元年10月1日から

3歳から5歳までの幼稚園、保育所、認定こども園などを
利用する子供たちの利用料が**無償化**されます。

※ 0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子供たちも対象になります。

幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する子供たち

【対象者・利用料】

- **幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する3歳から5歳までの全ての子供たちの利用料が無償化されます。**
 - 無償化の期間は、満3歳になった後の4月1日から小学校入学前までの3年間です。
(注) 認定こども園への1号認定での入園については満3歳から無償化されます。
 - 通園送迎費、食材料費、行事費などは、これまでどおり保護者の負担になります。
ただし、年収360万円未満相当世帯の子供たちについては、副食(おかず・おやつ等)の費用が免除されます。
 - 所得によっては、第3子以降の副食の費用が免除となる場合があります。
- **0歳から2歳までの子供たちについては、住民税非課税世帯を対象として利用料が無償化されます。**

【対象となる施設・事業】

- 幼稚園、保育所、認定こども園に加え、**地域型保育、企業主導型保育事業(標準的な利用料)も同様に無償化の対象とされます。**

(注) 地域型保育とは、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育を指します。

認定こども園の預かり保育を利用する子供たち

【対象者・利用料】

- **無償化の対象となるためには、お住いの市町村から「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。**

(注) 原則、通われている施設を経由しての申請となりますので8月に申請書を配布します。「保育の必要性の認定」の要件については、就労等の要件(認可保育所の利用と同等の要件)があります。

- **預かり保育の利用料が無償化されます。**

(注) 満3歳になった後の4月1日からとなります。ただし、住民税非課税世帯は満3歳になった翌月から無償となります。

認可外保育施設等を利用する子供たち

【対象者・利用料】

- 無償化の対象となるためには、お住いの市町村から「**保育の必要性の認定**」を受ける必要があります。

(注1) 保育所、認定こども園等を利用できていない方が対象となります。

(注2) 「保育の必要性の認定」の要件については、就労等の要件(認可保育所の利用と同等の要件)がありますので、お問合せください。

- **3歳から5歳までの子供たちは月額3.7万円まで、0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子供たちは月額4.2万円までの利用料が無償化されます。**

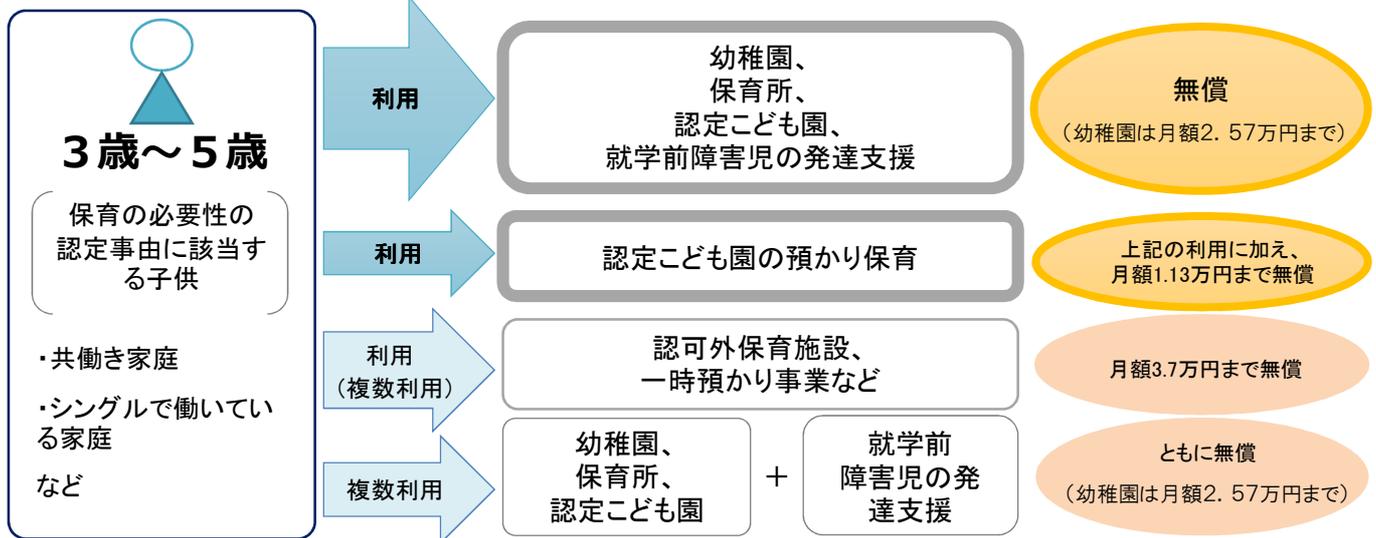
【対象となる事業】

- **認可外保育施設に加え、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業を対象とします。**

(注1) 認可外保育施設とは、一般的な認可外保育施設、地方自治体独自の認証保育施設、ベビーシッター、認可外の事業所内保育等を指します。

(注2) 無償化の対象となる認可外保育施設は、都道府県等に届出を行い、国が定める基準を満たすことが必要です。

幼児教育・保育の無償化の主な例



- **就学前の障害児の発達支援を利用する子供たちについても、3歳から5歳までの利用料が無償化されます。**

※ 今般の無償化を契機に、質の向上を伴わない、理由のない保育料の引上げが行われないことがないよう、新制度の対象とならない幼稚園においては、保育料を変更する場合、設置者は変更事由の届出が必要です。また、認可外保育施設等においては、提供するサービスの内容や額に関する事項について、変更の内容やその理由の掲示を求められております。

問い合わせ先: 日田市福祉保健部こども未来課 TEL:0973-22-8317(直通)